

第10回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年3月26日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第23号 農地の賃借料情報の算定について | |
| 第 5 | 報告第24号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 6 | 報告第25号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 7 | 報告第26号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 8 | 議案第38号 下限面積（別段面積）の設定について | |
| 第 9 | 議案第39号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 16件 |

○出席委員（16名）

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君
7番 森田 享子 君	8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君
10番 平間 清 君	11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君
13番 津野 斉 君	14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君
16番 佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

■番 ■■■■■ 君

○欠席委員（0名）

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第10回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時13分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

7番・森田君 8番・大泉君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第10回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第23号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第23号、農地の賃借料情報の算定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） はい。

報告第23号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の算定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり算定したので報告するものであります。

標茶町賃借料情報、別紙のとおりであります。

標茶町賃借料情報、平成29年1月から12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

1. 畑（牧草畑）の部。

締結（公告）された地域名、標茶町全域。

平均額 2,600 円。

最高額 3,200 円。

最低額 1,000 円。

データ数は 205 筆。

なお、この標茶町の賃借料情報につきましては、4 月よりホームページで公表させていただきます。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第 23 号は報告のとおり承認されました。

◎報告第 24 号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第 5。報告第 24 号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容 1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

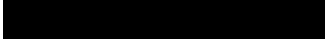
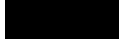
○振興係長（若松 務君） はい。

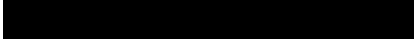
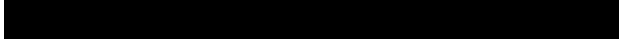
報告第 24 号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり 1 件であります。

番号 1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字標茶 533-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、83,216 m²。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成 28 年 5 月 1 日。

契約期間は、平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成 30 年 3 月 1 日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。
以上をもって、報告第24号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第25号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第6。報告第25号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで、内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。
よって、番号1から番号2まで、内容2件について一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

報告第25号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、73.0ha。

指名年月日、平成30年2月28日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、大泉委員、笛木委員、高原委員。

番号2。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、46.3ha。

指名年月日、平成30年2月28日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、大泉委員、笛木委員、高原委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第25号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第26号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第7。報告第26号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

報告第26号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、、
さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、大泉委員、高原委員。

報告年月日、平成30年3月13日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字標茶646-2。

現況地目、畑。

面積、52,658㎡外43筆、合計面積は730,693.25㎡。

年間賃借料は、905,740円。

借受人氏名、さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成35年1月29日までとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君）14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君）14番・笛木。

報告第26号、番号1について報告致します。

3月10日にあっせん委員の指名があり、3月13日役場小会議室において、第1回あっせん委員会があり、あっせん委員には大泉委員、高原委員と私が指名され、事務局より湊谷主事が出席しあっせん委員長に私が互選されました。

この農地は平成29年度[]さんより、あっせんの申出があり、公益財団法人 北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公益財団法人 北海道農業公社より取得予定者の[]さんに賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

あっせん賃貸借申出者、[]、[]
[]さん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、笛木委員、高原委員。

報告年月日、平成30年3月13日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字多和160-2。

現況地目、畑。

面積、50,429㎡外5筆、合計面積は365,714㎡となっております。

年間賃借料は、250,320円。

借受人氏名、[]さん。

賃貸借期間は、公告の日から平成35年1月29日までとなっております。

続いて、土地の所在、字多和161-13。

現況地目、畑。

面積、9,876㎡外8筆、合計面積は98,165㎡となっております。

年間賃借料は、84,100円。

借受人氏名、[]さん。

賃貸借期間は、公告の日から平成35年1月29日までとなっております。

合計15筆、合計面積が463,879㎡となっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります大泉委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

報告第26号、番号2について報告致します。

3月13日に役場小会議室において、第1回あっせん委員会があり、あっせん委員には笛木委員、高原委員と私が指名され、事務局より湊谷主事が出席しあっせん委員長に私が互選されました。

この農地は[]さんよりあっせんの申出があり、公益財団法人 北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公益財団法人 北海道農業公社より取得予定者の[]さんと[]さんに賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第26号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第38号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第38号、下限面積（別段面積）の設定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷 省吾君） はい。

議案第38号について説明させていただきます。

下限面積（別段面積）の設定について。

農地法第3条第2項第5号に基づき設定する面積において、別段面積を設定しない理由について、下記のとおり議決を求めるものであります。

1. 農地法施行規則第17条第1項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、2015年農林業センサスで、町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているため。

2. 農地法施行規則第17条第2項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、町内の耕作放棄地率は、0.07%と低い現状であるため。

なお、全体協議会で検討された結果につきまして、農部会長笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木 眞一君） 14番・笛木。

議案第38号について報告致します。

3月23日に役場大会議室において、全体協議会を開催し、下限面積の設定について検討致しました。

事務局の説明のとおり、町内の大半の農家は2ヘクタール以上の面積を有していることや、耕作放棄地が0.07%と低いため、下限面積を設定しないことと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、農地部会長14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第38号は原案可決されました。

◎議案第39号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第39号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容16件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで、内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで、内容4件について一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第39号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり16件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

、

さん。

利用権の設定等をする者、

、

さん。

土地の所在、字虹別原野 2 3 7 - 3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7 0, 3 4 1 m²外 1 9 筆、合計の面積は 5 3 3, 5 7 6 m²です。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成 3 0 年 3 月 2 7 日。

対価の支払期限は、平成 3 0 年 4 月 2 7 日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、3 6, 6 7 5, 0 0 0 円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号 2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字多和 1 6 0 - 2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5 0, 4 2 9 m²外 5 筆、合計の面積が 3 6 5, 7 1 4 m²。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成 3 0 年 3 月 2 7 日から平成 3 5 年 1 月 2 9 日まで。

土地の引渡時期は、平成 3 0 年 3 月 2 7 日。

金額は、年間 2 5 0, 3 2 0 円。

支払方法は、毎年 1 2 月 1 0 日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 3、4 につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号 2 と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号 3。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字多和 1 6 1 - 1 3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9, 8 7 6 m²外 8 筆、合計の面積が 9 8, 1 6 5 m²。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

金額は、年間 8 4, 1 0 0 円となっております。

番号 4。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字標茶 6 4 6 - 2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5 2, 6 5 8 m²外 4 3 筆、合計の面積が 7 3 0, 6 9 3. 2 5 m²です。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

金額は、年間 9 0 5, 7 4 0 円となっております。

なお、番号1から番号4につきましては、すべてあつせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで、内容4件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号5から番号8まで、内容4件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号8まで、内容4件について一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号5について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字クチョロ原野118-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、31,902㎡外21筆、合計の面積は647,028㎡。

利用権設定等の種類は、利用権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年3月27日から平成30年7月31日まで。

土地の引渡時期は、平成30年3月27日。

金額は、年間258,440円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6から番号8まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間の始期、土地の引渡時期、支払方法につきまして番号5と同じですので、説明を省略させていただきます。

失礼致しました。

番号6から番号8まで、利用権の設定等を受ける者も同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6。

土地の所在、字ヌマオロ8-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、35,709㎡外14筆、合計の面積は893,184.05㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

利用権の期間の終期、平成31年9月2日まで。

金額は、年間406,580円となっております。

番号7。

土地の所在、字クチョロ176-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、80,550㎡外4筆、合計の面積は113,984㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

利用権の期間の終期は、平成32年3月2日まで。

金額は、年間88,340円となっております。

番号8。

土地の所在、字クチョロ原野308。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積は、19,260㎡外71筆、合計の面積は2,034,809㎡です。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

利用権の期間の終期は、平成32年1月29日まで。

金額は、年間884,520円。

なお、番号5から番号8まで、旧賃借人は[REDACTED]であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号5から番号8まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号8まで、内容4件については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、宇虹別原野69線107-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,452㎡外18筆、合計の面積は517,131㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年3月27日から平成35年3月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年3月27日。

金額は、年間1,500,000円。

支払方法は、毎年5月、10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第39号、番号9について報告致します。

3月12日付けで事務局より調査依頼があり、3月14日に確認調査に行っていました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の[REDACTED]さんは、自給飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号10について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、宇虹別原野 5 3 8 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47, 590 m²。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年3月27日から平成40年3月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年3月27日。

金額は、無償。

支払方法は、なし。

なお、番号10につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第39号、番号10について報告致します。

3月12日付けで事務局より調査依頼があり、3月14日に確認調査に行っていました。

利用権設定等の農地については、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、後継者である[REDACTED]さんの要望により、農地を貸借するものです。

借主の[REDACTED]さんは、農地を借受け自給飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたらされました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

お諮り致します。

番号11から番号12まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで、内容2件について一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号11について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内原野南2線157-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、33,490㎡外4筆、合計面積が133,043㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年3月27日から平成40年3月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年3月27日。

金額は、年間425,700円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号11と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内原野南2線162-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,408㎡外8筆、合計の面積が141,176㎡です。

金額は、年間451,700円であります。

なお、番号11、12につきましては、津野委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第39号、番号11番、12番について報告致します。

3月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、3月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手方の希望により、農地を貸付するものです。

借主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号11から番号12まで、内容2件について事務局の

について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

議案第39号、番号13と14について報告致します。

3月12日付けで調査依頼がありまして、3月16日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により、農地を貸付けるものです。

借主の[]さんと[]さんは、農地を借受け粗飼料の増産を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号13から番号14まで、内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号14まで、内容2件については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号15について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字標茶646-11の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、2,955㎡外11筆、合計の面積が9,641㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年3月27日から平成40年3月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年3月27日です。

金額は、無償。

支払方法は、なし。

なお、番号15につきましては、高原委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

議案第39号、番号15について報告致します。

3月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、3月15日に現地調査に行っておりました。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定新規就農者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号15について事務局の説明、並びに現地調査にあられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号16について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]

[]さん。

土地の所在、字オソツベツ629。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,450㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年3月27日から平成35年3月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年3月27日。

金額は、年間15,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに[]より支払うとなっております。

なお、番号16につきましては、大泉委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第39号、番号16について報告致します。

平成30年3月12日付けで調査依頼があった賃貸借について、3月23日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方要望のために農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け規模拡大をするとのことでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号16について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 賃貸借の単価がありますが、最低600円か、これはあの、先ほど決めた単価ではないということですね。

前の単価で賃貸借を行っているということで理解してよろしいですかね。

○会長（佐瀬日出夫君） 振興係長・若松君。

○振興係長（若松 務君） 先ほどの賃借料情報についてと思われまじけれども、賃借料情報は29年の1月から12月までの契約でありますので、この部分については入っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 平間君いいですか。

○10番（平間 清君） すみません。

あの、もうちょっと、もう一度お願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 振興係長・若松君。

○振興係長（若松 務君） 賃借料情報についてだと思われまじけれども、賃借料情報については平成29年の1月から12月までの情報をまとめておりますので、この契約については含めてはおりません。

データの中には入ってはおりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 平間君よろしいですか。

○10番（平間 清君） いいですか。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 今回のこの[]と[]の貸借は含んでないということで、理解していいですか。

この単価は。

○会長（佐瀬日出夫君） 振興係長・若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

賃借料情報は29年の1月から12月まで契約がありましたその内容について情報を提供するわけですけれども、その情報の中にはこの情報は含まれておりません。

30年の案件になります。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） はい。

わかりました。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

（[]君復席）

以上をもって、議案第39号、内容16件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第10回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第10回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

大変ご苦労さまでございました。

（午前11時02分閉会）